

報道関係者 各位

令和2年9月2日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 川口 国雄

室長補佐 新田 倫之

(直通電話) 0776-22-2691

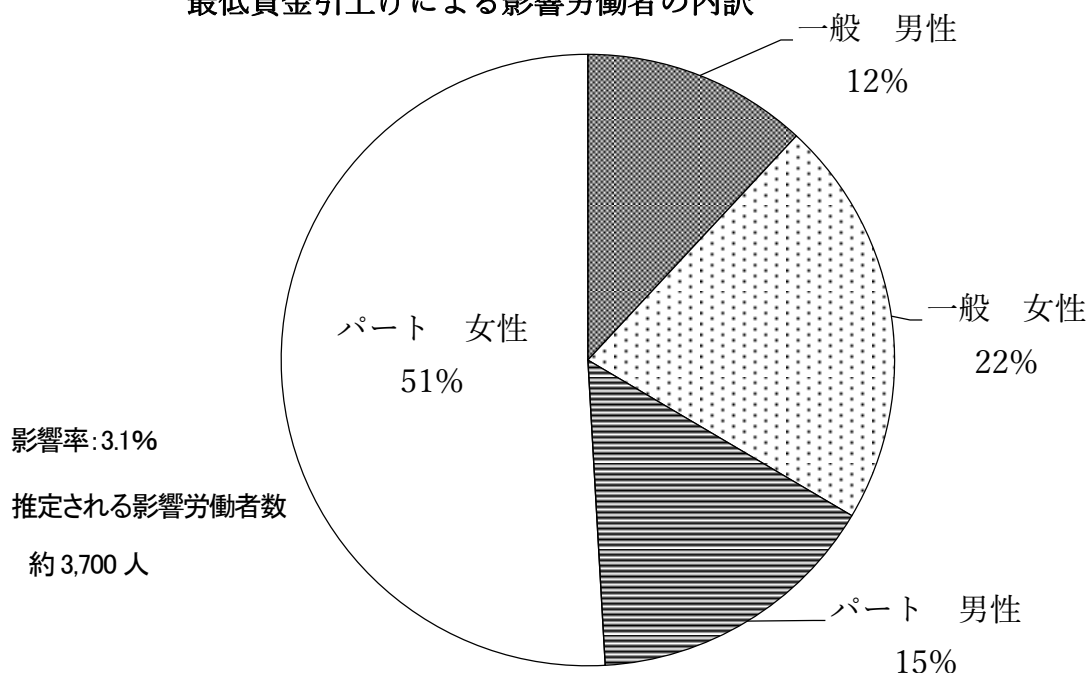
## 福井県最低賃金を830円に引き上げます。 —発効日は令和2年10月2日です—

福井労働局長（山崎 直紀）は、本日付けで官報公示を行い、令和2年10月2日から福井県最低賃金を現行時間額から1円引き上げ、時間額830円に改正します。

福井労働局が本年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査結果では、福井県最低賃金を1円引き上げることによる県内の影響は、約3,700人の労働者に及ぶと推定されます。

地域別最低賃金である「福井県最低賃金」は、福井県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、福井労働局では、改正される最低賃金額について、あらゆる機会をとらえて周知することとしています。

最低賃金引き上げによる影響労働者の内訳



[参考：福井県最低賃金の推移]

	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
平成 17 年	6 4 5	2	0. 3 1
平成 18 年	6 4 9	4	0. 6 2
平成 19 年	6 5 9	1 0	1. 5 4
平成 20 年	6 7 0	1 1	1. 6 7
平成 21 年	6 7 1	1	0. 1 5
平成 22 年	6 8 3	1 2	1. 7 9
平成 23 年	6 8 4	1	0. 1 5
平成 24 年	6 9 0	6	0. 8 8
平成 25 年	7 0 1	1 1	1. 5 9
平成 26 年	7 1 6	1 5	2. 1 4
平成 27 年	7 3 2	1 6	2. 2 3
平成 28 年	7 5 4	2 2	3. 0 1
平成 29 年	7 7 8	2 4	3. 1 8
平成 30 年	8 0 3	2 5	3. 2 1
令和元年	8 2 9	2 6	3. 2 4
令和 2 年	8 3 0	1	0. 1 2

\*最低賃金が適用される労働者

福井県最低賃金は、福井県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用され、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。なお、以下の賃金は最低賃金に含まれないことになっています。

最低賃金に算入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考：最低賃金引き上げに係る各種助成金制度]

最低賃金の引き上げに向けた環境整備のための支援策として、以下の助成金制度を設けています。

(1) 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を25円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。

(2) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期契約労働者等の基本給にかかる賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給を行った場合に助成するもの。

(3) 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成するもの。

(4) 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用管理改善計画」（以下「計画」という。）を作成し、当該計画に基づく設備投資を行い、計画開始前と比べて、一定の雇用管理改善（賃金アップ等）及び生産性の向上を実施した場合に一定額を助成するもの。

助成金制度のお問い合わせ先

(1) 業務改善助成金 について

福井労働局雇用環境・均等室 電話 0776-22-0221

(2) キャリアアップ助成金

(3) 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

(4) 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）について

福井労働局職業対策課 電話 0776-22-2683（助成金専用）

さらに助成金制度のほかに、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「ふくい働き方改革推進支援センター」（電話 0120-14-4864）を設けています。